

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

（1）公文書の開示請求

異議申立人は、佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して、「児童福祉法33条の規定による一時保護の決定（総福〇-〇号）に伴う関係書類一式（相談受付内容を示した書類、及び決裁文書、並びに会議録等）」についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を平成26年5月27日に行った。

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、

ア 受理・処遇会議【臨時】資料（平成26年〇月〇日付）（以下「本件開示公文書」という。）

イ 一時保護決定通知書

の2文書を特定するとともに、平成26年6月10日、同文書は条例第6条第2号に該当する非開示情報を含むとした部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（3）異議申立て

異議申立人は、本件処分のうち、本件開示公文書に記載されている主訴、経過、本児の意向、母の意向及び被害内容を非開示としたことを不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成26年7月10日に実施機関に対して異議申立てを行った。

3 実施機関が行った本件処分の理由の要旨

実施機関が理由説明書において述べていることは、概ね次のとおりである。

（1）本件開示公文書について

本件異議申立てに係る部分開示とした公文書は、児童相談所において臨時に行った受理会議資料である。受理会議は、児童相談所で受け付けた事例について協議し、主たる担当者、調査及び診断の方針、安全確認（児童虐待防

止法第8条)の時期や方法、一時保護の要否等を検討するとともに、既にとられた対応の適否や調査・診断中の事例の結果を報告、再検討し、最も効果的な相談援助方法を検討することを目的としている。

本件開示公文書は、通告者の相談を受けつけた児童相談所が、面接後に臨時に受理会議を行い、援助の対象とすべきと考えて一時保護を決定した会議資料である。

(2) 条例第6条第2号該当性

条例第6条2号では、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」は非開示とすることとなっている。本号は、個人の尊厳、基本的人権の尊重の立場から、個人の権利利益を保護するため、非開示事項を定めたものである。また、条例第5条に定めるように、「開示請求権」は何人に対しても等しく開示請求権を認めている。つまり、公文書開示請求は請求者が誰であるかを問わない制度であり、誰に対しても同じ基準で判断するものである。

本件開示公文書には、氏名、生年月日、住所、家族構成などの個人に関する情報や、通告者、主訴、経過、被害内容などが記載されている。各非開示部分には、特定の個人を識別することができる情報、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなる情報が含まれている。「他の情報」とは、当該個人の近親者であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含んでいる。

当該情報に関しては、異議申立人が一時保護決定通知の文書番号の事案を指定して開示請求を行っており、誰の虐待案件であるかについて知っていることから、母・子の氏名等などの個人を特定できる部分だけ非開示としても、特定の個人の行動や状況が分かってしまうことは明らかである。よって、条例6条2号「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの)」に該当することを理由に、行動や状況の部分も非開示とした。

なお、児童虐待防止法は、第7条において「児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と定めている。この趣旨は、通告者の立場に配慮して通告義務の実行性を担保するというものであるが、児童虐待に関して通告者から提供された情報の開示には慎重であることを

要している。当該情報を開示することにより、児童虐待に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例を適用するに当たって配慮すべきものと判断している。

4 異議申立ての理由の要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べていることは、概ね次のとおりである。

(1) 条例第6条第2号ウ該当性

異議申立人は、平成26年〇月〇日(〇)総福〇-〇号により、異議申立人の子に対する虐待の疑いのため、一時保護の決定通知を受けた。

この一時保護の決定に関して、どのような経緯で一時保護決定が下されたのか理解できず、承服できない。一時保護決定に伴う経緯を知るために開示請求を行ったが、ほとんどの部分が黒塗りされており、状況を知ることができなかった。

このような状況に至った経緯を知り、状況によっては提訴することも考えており、そのためには一時保護の決定に至った経緯を知ることが必要不可欠であり、異議申立人には一時保護決定に至った経緯を「知る権利」がある。

異議申立人は、子と会えないどころか、電話することもできない状況が続き、熟睡することができず、現在の置かれている状況について不満が募っている。また、いわれもない虐待嫌疑による面接も受けざるを得ず、仕事にも支障をきたしている状況である。

以上の理由によって、本件開示公文書のうち、主訴、経過、本児の意向、母の意向及び被害内容は、条例第6条第2号ただし書きウ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当し、開示すべきものである。

5 審査会の判断

審査会は、実施機関の理由説明書並びに異議申立人の異議申立書及び意見書の内容を踏まえて審査した結果、次のように判断する。

(1) 本件異議申立ての対象となった情報について

本件処分で部分開示とされ、本件異議申立ての対象となった情報は、本件開示公文書のうち、主訴、経過、本児の意向、母の意向及び被害内容である。これらの部分には、特定の個人の行動や状況、会話、判断等が記載されている。

(2) 条例第6条第2号ウ該当性

異議申立人は、条例第6条第2号ただし書きウ「人の生命、健康、生活又

は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当すると主張しているため、以下、その該当性について検討する。

条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」を非開示情報として規定しており、同号ただし書きにおいて、「ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

同号本文における「他の情報」とは、仮に近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。一時保護決定は行政不服申立の対象となり、保護者には不服申立権があるため、原則、児童相談所は保護者に一時保護決定通知書を送付しているが、本件開示請求では、近親者が通常入手可能な一時保護決定通知書の文書番号で事案を指定していることから、本件異議申立ての対象となった情報は、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当すると考えられる。

また、仮に特定の個人が識別されない情報であるとしても、虐待が疑われる事案に係る情報であるため、通常は当該児童が将来にわたってその情報が公になることを望まないであろうことから保護の必要性が高く、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとする余地がある。

次に、同号ただし書きウの該当性について検討する。同号ただし書きウの趣旨は、開示することにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人に関する情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないというものであるが、異議申立人の子や関係者の権利利益を上回ると判断するまでの特段の事情は認められないことから、同号ただし書きウに該当しない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成 26 年 7 月 11 日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
平成 26 年 7 月 22 日	・ 諮問実施機関から理由説明書を受理
平成 26 年 8 月 4 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 26 年 9 月 4 日 (平成 26 年度第 1 回審査会)	・ 審 議
平成 26 年 10 月 10 日	・ 答 申

(参考)

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
井上 禎男	福岡大学法学部准教授	
小野 壽子	税理士	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
松尾 弘志	弁護士	会長

(答申日現在)